

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第56号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年3月6日（日） 17時30分ごろ	
発生場所	岡山県倉敷市琴浦港南方沖 琴浦港下村東防波堤灯台から真方位145° 0.9海里付近 (概位 北緯34° 27.5′ 東経133° 50.7′)	
事故等調査の経過	平成23年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	ヨット ^{マリーナ} Marine、5トン未満（長さ6.65m）	
船舶番号、船舶所有者等	253-8986和歌山、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	センターキールに擦過傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、センターキールの喫水約1.4mで琴浦港南方沖を倉敷市味野港に向けて西進中、平成23年3月6日17時30分ごろ琴浦港南方沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、航海計画を立てる際、ヨット・モーターボート用参考図により水路状況を確認して琴浦港南方沖の水深が2m以上あるものと思っていた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風 なし、視程 約2～3km</p> <p>海象：潮汐 ほぼ低潮時、潮高 約63cm</p>	
その他の事項	船長が使用していたヨット・モーターボート用参考図には、本事故発生場所である浅所の水深について2m等深線による表記しかなされていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、琴浦港南方沖を西進中、船長が、航海計画を立てる際、浅所の水深が2m等深線で記載されていたヨット・モーターボート用参考図により水路状況を確認したことから、琴浦港南方沖の水深が2m以上あると思い、浅所に気付かずに航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、海図で水路状況の調査を行っていれば、琴浦港南方沖に浅所が拡張していることに気づき、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、琴浦港南方沖を西進中、船長が、航海計画を立てる際、浅所の水深が2m等深線で記載されていたヨット・モーターボート用参考図により水路状況を確認したため、琴浦港南方沖に浅所が拡張してい	

	ることに気付かず航行し、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
--	----------------------------------------